

平成29年6月13日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 中野(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel073-441-3640)、学校人事課 堀本(内線3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年5月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	3
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある公益的法人の職員は、特定の業者に便宜を図っている。	所管課に対し、事実確認を行い、対応するよう指示した。
② ある機関の職員は、部下に対してパワハラを行っている。	所管外であるため不受理とした。
③ ある学校の修学旅行の行き先を変更してほしい。	所管外であるため不受理とした。
④ 警察に捜査協力をしたが、対応が十分ではない。	所管外であるため不受理とした。
⑤ 出先機関の業務分担について、実態を考慮して是正してほしい。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

5 ①②③④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ①

(3) 調査を継続中としたもの

1 ⑤

(4) 不受理としたもの

3 ②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況について、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県立高校の教員が一部の生徒だけを対象として進学補習を実施しているのは不公平である。また、謝礼を受取る等の不適切な行為を行っている。管理職はこの事実を知っているのか。	調査の結果、管理職の了解の下、希望者に進学補習を行っており、通報内容にあるような不適切な行為がないことを確認した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3) 調査を継続中としたもの

(4) 不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。